

公共事業新規評価の結果について 【整備系】

- 新規評価箇所総括表（R8 年度当初予算）…P1
 - 1. 農山村課_ため池等整備事業
…P2～
 - 2. 水産課_漁港事業
…P5～
 - 3. 森林整備課_治山事業
…P7～
 - 4. 道路課_道路事業
…P9～
 - 5. 河川砂防課_河川事業
…P15～
 - 6. 河川砂防課_砂防事業
…P19～

新規評価箇所総括表

様式2

番号	種別	事業区分	事業名	箇所名等 (路河川・地区名)	施工箇所			事業概要	評価			判断	総事業費 (百万円)	公・単	成 予 定 年 度	重要施策との関連性 (他事業との関連含む)	新規評価に至った経緯
					市町名	旧市町名	町・大字 等		位置 づけ	必 要 性 ・ 効 果	実 施 環 境						
1	ため池	生活関連	ため池等整備事業 (洪水調節機能強化型)	宮浦地区	杵島郡 大町町		大町	ため池改修 N=1箇所	A	A	A	I	217	公	R12	「佐賀県「食」と「農」の振興計画2023」に位置づけられている。 「令和6年度 佐賀県水防計画書」に水防計画を要するため池として位置づけられている。 新・六角川水系流域治水プロジェクトに位置づけられている。	大町町は、令和元年及び令和3年の豪雨により、町内の平野部では甚大な浸水被害が発生した。そのため、浸水被害軽減の対策が必要である。また、緊急性がある事業と認められる。
2	漁港	産業活性化	漁港漁村環境整備 事業(漁村再生交付金)	福所江漁港(永田地区)	小城市	芦刈町	芦刈町	漁具保管施設整備 A=11,059㎡	A	A	A	I	201	公	R9	佐賀県施策方針2023「水産業：玄海・有明海における魅力ある水産業の展開」に掲げる「有明海におけるノリ養殖の生産安定」に対する取り組み。	当該地区の漁具保管は近隣の空スペースを利用されており作業スペースが狭く利用車両の離合も困難な状況である。そのため地元漁協からの要望があっており、必要性・緊急性が認められ、事業による支障等も想定されないため。
3	治山	生活関連	山地治山事業	石垣地区	嬉野市	塩田町	谷所	集水井工(補修) N=1個	A	A	B	I	30	公	R9	「さかの森林・林業ビジョン2023」の「多面的機能の発揮(3)防災につながる森づくり」及び地域森林計画(東部地区)に位置づけられている。	山地災害発生の恐れのある箇所を早急に整備する必要があるため。
4	道路	生活関連	道路整備事業	基山平等寺筑紫野線 (園部)	基山町		園部	歩道整備 L=20m	A	A	A	I	50	公	R10	佐賀県施策方針2023「くらしに身近な道路の整備」に位置付け	歩道が未整備であり、歩行者及び自転車利用者の安全な通行に支障をきたしているため
5	道路	生活関連	道路整備事業	厳木富士線 (中島)	唐津市	厳木町	中島	歩道整備 L=210m	A	B	B	II	160	公	R11	佐賀県施策方針2023「くらしに身近な道路の整備」に位置付け	歩道が未整備であり、歩行者及び自転車利用者の安全な通行に支障をきたしているため
6	道路	生活関連	道路整備事業	国道207号 (遠江)	白石町		遠江	歩道整備 L=550m	A	A	A	I	884	公	R13	佐賀県施策方針2023「くらしに身近な道路の整備」に位置付け	歩道が未整備であり、歩行者及び自転車利用者の安全な通行に支障をきたしているため
7	河川	生活関連	河川整備交付金	嘉瀬川	佐賀市		大和町、 富士町	築堤・掘削・護岸、 橋梁改築 等	A	A	A	I	8,500	公	R27	佐賀県施策方針2023「くらしを守る治水対策の推進」に位置付け	当該区間は流下能力が低く、近年豪雨において浸水被害が発生しており、対策の必要があるため。
8	河川	生活関連	河川局部改築	木須川	伊万里市		瀬戸町	河道掘削、堤防嵩上げ	A	B	A	I	60	単	R11	佐賀県施策方針2023「くらしを守る治水対策の推進」に位置付け	当該区間は流下能力が低く、近年豪雨において浸水被害が発生しており、対策の必要があるため。
9	砂防	生活関連	通常砂防事業	大園	唐津市		半田	砂防堰堤工 1基 溪流保全工 約20m	B	A	A	I	400	公	R13	佐賀県施策方針2023「くらしを守る治水対策の推進」に位置付け	土砂崩壊の危険性があるため、地元より早急な対応を望まれている。
10	砂防	生活関連	通常砂防事業	古畑川	唐津市		山本	砂防堰堤工 1基 取付工 72.0m	B	A	A	I	350	公	R13	佐賀県施策方針2023「くらしを守る治水対策の推進」に位置付け	土砂崩壊の危険性があるため、地元より早急な対応を望まれている。
11	砂防	生活関連	通常砂防事業	南山川第二	有田町		立部	砂防堰堤工 1基	B	A	A	I	181	公	R13	佐賀県施策方針2023「くらしを守る治水対策の推進」に位置付け	土砂崩壊の危険性があるため、地元より早急な対応を望まれている。
12	砂防	生活関連	通常砂防事業	北上滝川	武雄市		朝日町	砂防堰堤工 1基 溪流保全工 一式	B	A	A	I	343	公	R13	佐賀県施策方針2023「くらしを守る治水対策の推進」に位置付け	土砂崩壊の危険性があるため、地元より早急な対応を望まれている。
13	砂防	生活関連	通常砂防事業	永石川第三	嬉野市		塩田町	砂防堰堤工 1基 溪流保全工 一式	B	A	A	I	310	公	R13	佐賀県施策方針2023「くらしを守る治水対策の推進」に位置付け	土砂崩壊の危険性があるため、地元より早急な対応を望まれている。

公共事業新規評価調書(整備系)

部 名	農林水産部	記 入	農山村課	課 長	江口 洋久
		責任者	杵藤農林事務所	所 長	土井 正治

事 業 区 分	生活関連	事 業 名	地区名等	総事業費	217 百万円 (事務費込み)
		ため池等整備事業 (洪水調節機能強化型)	宮浦		
事 業 地			着工予定年度	完成予定年度	
杵島郡大町町大字大町			令和8年度	令和12年度	
事 業 目 的			事 業 内 容		
<p>大町町では令和元年8月及び令和3年8月の豪雨時に、町内の低平地の広い範囲で浸水被害が発生し、甚大な被害が発生した。</p> <p>このため、農業用ため池の洪水調整機能を強化することにより、低平地の浸水軽減や農業経営の安定を図る。</p>			<p>堤体工 L=60m</p> <p>取水施設工 N=1箇所</p> <p>法面保護工 A=570 m²</p>		
評価の視点	評 価 内 容				評 価
(1)位置づけ	農林水産部基本方針(佐賀県「食」と「農」の振興計画2023) (10/10点)				A (100点)
	防災計画:県が策定する防災計画に位置付けられている (30/30点)				
	防災計画に係る計画又は協定:流域治水プロジェクトが策定された水系で実施するもの(新六角川水系流域治水プロジェクト) (15/15点)				
	重要度:防災重点農業用ため池に指定されている (30/30点)				
	貯水容量の活用:農業用に利用しているため池において、貯水容量の一部を治水利用する (15/15点)				
(2)必要性・効果	明確な必要性:ため池の下流域において、一般家屋等の浸水被害実績がある (30/30点)				A (100点)
	施設の洪水調節機能:洪水調整に必要な施設が整備されていない (10/10点)				
	費用対効果:費用対効果(B/C)が1.0以上 (30/30点)				
	下流域における浸水被害防止:				
	ため池の下流域の一般家屋・農用地等の浸水被害の防止又は軽減される (30/30点)				

(3)実施環境	<p>関係市町及び地域の合意形成:関係市町の同意が得られ、地域での話し合いにより同意が得られている (20/20 点)</p> <p>事業推進体制の整備:事業推進のための体制が確立されている (10/10 点)</p> <p>維持管理体制の確保:予定管理者において、低水位操作を含むため池の維持管理のための体制が確保されている (30/30 点)</p> <p>関係機関との事前調整:施設所有者、施設管理者、利水者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者等との協議において基本的事項が確認されている。(10/10 点)</p> <p>関係法令、基準等との整合:工法は妥当性のあるもので、関係法令、基準等に適合している (10/10 点)</p> <p>採択要件との適合:事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している (10/10 点)</p> <p>経済性・効率性:事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている (10/10 点)</p>	A (100 点)
---------	---	--------------

評価	AAA	条件等
判断	I 優先的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
<p>特に配慮すべき希少動植物等の存在は確認されていない。</p> <p>また、今後、確認された場合には有明海再生・環境課と調整を図りながら、それらの動植物へ配慮し施工する。</p>

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内 容
<p>工事の掘削で発生した土砂については、土質試験を行い流用が可能かの検討を行う。</p> <p>排出ガス対策型機械の使用、低騒音・低振動工法を採用する。</p> <p>建設副産物は適正に処理を行う。</p>

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内 容
再生材の利用促進と発生土の再利用促進を行う。 施工地の近隣に土場、土捨場を確保し運転距離の短縮を図る

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内 容
新六角川水系流域治水プロジェクトに位置付けられた対策である。

※ 特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書(整備系)

部 名	農林水産部	記 入	水産課	課 長	横尾 一成
		責任者	佐賀中部農林事務所	所 長	武藤 正澄

事 業 区 分	産業活性化	事 業 名	地区名等	総事業費	201 百万円 (事務費込み)
		漁港漁村環境整備事業(漁村再生交付金)	福所江漁港(永田地区)		
事 業 地			着工予定年度	完成予定年度	
佐賀県小城市芦刈町永田			令和8年度	令和9年度	
事 業 目 的			事 業 内 容		
<p>福所江漁港は、有明海湾奥部で福所江の河口に位置し、佐賀市久保田町及び小城市芦刈町の両町にまたがる漁港で、海苔養殖が盛んである。漁期が終わった漁具は漁協の所有地に保管しているが、用地が不足しており近隣の市管理キャンプ場や民間造船工場等の空スペースを借用しているため、保管場所が点在して作業効率が悪い。また、人の出入りが自由にできるため、盗難や破損等の恐れがある。それに加え、空きスペースの敷地が狭く離合も困難なため、通路を確保するために漁具を高く積み上げており、キャンプ場利用者や漁業者の安全面でも不安がある。</p> <p>このことから、安全で作業時間が軽減できる漁具保管施設用地の整備を行うものである。</p>			<p>漁具保管施設整備 A=11,059m²</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地買収 A=11,059m² ・施設整備 A=11,059m² <p><舗装構成></p> <p>砂利舗装 t=20cm</p> <p>盛土(真砂土) t=20cm</p> <p>路床改良 t=20cm</p>		
評価の視点	評価内容			評価	
(1)位置づけ	<p>農林水産部の施策に関する方針に位置付けられている (10点)</p> <p>・漁業者の就労環境が向上する、安全で快適な漁業地域の形成、2項目に該当。(40点)</p> <p>・漁港事業に関する位置づけ、施策方針に位置付けがある。(20点)</p> <p>・漁港及び漁場の整備等に関する法律での漁港の位置付けは1種漁港である。(10点)</p>			A (80)	
(2)必要性・効果	<p>・費用対効果(B/C)が2.13であり、1.5以上に該当。(60点)</p> <p>・漁港用地の不足。(20点)</p>			A (80)	
(3)実施環境	<p>・事業に対して要望が強く協力的で、負担金の調整が図られている。(60点)</p> <p>・区域・工法・工事時期等を関係機関と協議済。(40点)</p>			A (100)	

評価	AAA	条件等
判断	I	
	優先的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内容
特になし

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内容
排出ガス対策型機械の使用、低騒音・低振動工法の採用。 建設副産物の適正処理。

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内容
砕石については再生材を使用していく。また、盛土材についても他事業の掘削土を流用する予定である。

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内容

※ 特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書（整備系）

本部分 部 名	農林水産部	記 入 責任者	森林整備課 杵藤農林事務所	課 長 所 長	武田 経孝 土井 正治
------------	-------	------------	------------------	------------	----------------

事 業 区 分	生活関連	事 業 名	地区名等	総事業費	30百万円 (事務費込み)
	治山事業	山地治山事業	いしがき 石垣地区		
事 業 地			着工予定年度	完成予定年度	
嬉野市塩田町谷所			令和8年度	令和9年度	
事 業 目 的			事 業 内 容		
当地区は、昭和51年度に地すべりを防止するため、地すべり対策工（集水井工等）を施工したが、経年変化による施設の老朽化のため、集水井の鋼材腐食が著しく、また、集水ボーリングの閉塞及び排水ボーリングの機能低下が認められた状況である。今後、施設機能が低下し、地すべり滑動の恐れがあることから、早急に集水井の機能を回復し災害の未然防止を図る。			抑制工 集水井工 1個（補修）		
評価の視点	評 価 内 容				評 価
(1) 位置づけ	「さかの森林・林業ビジョン2023」の「多面的機能の発揮（3）防災につながる森づくり」及び地域森林計画（東部地区）に位置づけられている。(10) 既存施設の老朽化があり、経年変化による災害発生の恐れがある。(30) 当地区は山地災害危険区域であり、保全人家戸数10戸以上(10戸) (40)				A (80)
(2) 必要性・効果	費用対効果は20.94である。(60) 過去に地すべりの災害履歴がある。(10) 区域内に部分的ではあるが、陥没が見られる。(10) 被害想定区域内に公共施設（県道、市道等）がある。(10)				A (90)
(3) 実施環境	地元の一部からの要望がある。(40) 嬉野市も事業に向け協力的であり、山地災害危険地区の地域住民への周知を確認できる。(20)				B (60)

評 価	AAB	条 件 等
判 断	I	
	優先的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
当該事業の実施により、土砂流出防止機能及び公益的機能の高度発揮が期待できるものであり、工法の決定にあたっては、自然環境の保全や負荷の低減に配慮する。 具体的には、資材・重機等の作業ヤードにあつては、最小限の伐採にとどめ、植林して森林の再生を行う。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内 容
・機械の選定に当たっては、排出ガス対策型の建設機械を使用する。 ・リサイクル材(再生クラッシュラン)を使用することにより、資源の有効利用を図る。

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内 容
・砕石は再生材を使用し、現地発生材(石材等)が使用可能な場合は、積極的に使用する。

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内 容
・特になし

※ 特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書（整備系）

部名	県土整備部	記入 責任者	道路課 東部土木事務所	課長 所長	天本 貴子 片瀨 宏一郎	
事業区分等	整備系 道路事業(生活関連)	事業名	交通安全事業 (歩道設置)	地区名等	一般県道 基山平等寺筑紫野線 (園部工区)	
事業地				着手予定年度	完成予定年度	
三養基 郡 基山 町 園部 地内				令和8年度	令和10年度	
事業目的			事業内容			
<p>本路線は、国道3号を起点とし、観光地の大興善寺を経由し、基山町と筑紫野市を結ぶ重要な路線である。 当該箇所は基山小学校の通学路に指定されており、歩行者や自転車の通行が多いが、歩道の一部で未整備区間があり、児童等が局所的に狭い歩道を通行している状況である。 このため、前後区間と同幅員での歩道整備を行い、歩行者及び自転車利用者の安全性向上を図るものである。</p>			<p>○事業延長 L= 20.0 m ○道路規格 第3種第3級 ○道路幅員 W= 6.00 (16.00) m ○歩道幅員 W= 3.50 m [両側] ○路肩幅員 W= 1.50 m</p> <p>※ 上り車線歩道整備済(W=3.5m)</p>			
評価視点	評価内容				評価	
(1)位置付け	<p>○各部の施策に関する方針等 県土整備部の施策に関する方針等に位置付けられている <u>10/10点</u></p> <p>【施策名】 道路の交通安全対策</p> <p>○点検計画 通学路 <u>50/50点</u></p> <p>※ 基山小学校</p> <p>○緊急輸送道路又は観光ルート 観光地と主要幹線道路を結ぶ道路 <u>20/20点</u></p> <p>※ 大興善寺</p> <p>○プロジェクト等 該当なし <u>0/20点</u></p>				(80点)	A
(2)必要性・効果	<p>○交通量(自転車歩行者) 272人台/日 [100人台/日以上] <u>60/60点</u></p> <p>○交通事故(近年(3ヶ年)の事故件数) 10件 [10件以上～] <u>20/20点</u></p> <p>○歩道の状況 1.0～2.0m未満 <u>10/20点</u> 歩道1.5m→3.5m(下り線は設置済)</p>				(90点)	A
(3)実施環境	<p>○沿線住民の合意 計画に対して協力的で、概ね地元の同意が得られている <u>50/60点</u></p> <p>※ 地権者からの申し出</p> <p>○集落施設、沿道土地利用 ● 対象事業から半径約1km以内の沿道施設状況による評価 下記の沿道施設が3以上存在する <u>40/40点</u></p> <p>① [公共施設] ② [集会場] ③ [駅・公園等]</p> <p>【施設名】 基山町営野球場 園部第一地区公民館 園部団地子ども広場</p>				(90点)	A
評価判定	A A A	条件等				
方針	I					
	優先的に事業を実施					

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
○ 自然環境保全に配慮し、道路線形は極力現道を利用した法線とする。

※ 動植物の保護、農地の保全、地山・山間地の保全、水辺函渠の保全等に配慮している事項について、工夫、対策、留意事項を記載

○生活環境対策

内 容
○ 大気汚染について、配慮している事項(排ガス対策型機械の使用) リサイクルに配慮している事項(建設副産物の適正処理、再生材の使用)

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載

○コスト縮減策

内 容
○ 現場発生材やクラッシュラン等再生材の有効利用 コンクリート二次製品の有効利用による工期の縮減

※ 再生材・発生材の使用等、具体的な縮減策を記載

○特記事項

内 容
○

※ 特に記述することがあれば記載

事業化調査評価調書 (整備系)

部 名	県土整備部	確認者	道路課	課 長	天本 貴子
		作成者	唐津土木事務所	担 当	伊賀屋 豊
事業区分等		事業名		地区名等	
整備系 道路事業(広域)		交通安全事業 (歩道設置)		主要地方道 巖木富士線 (中島工区)	
事業地				着手予定年度	完成予定年度
唐津 市		巖木町中島		令和 8 年度	令和 11 年度
事業目的			事業内容		
<p>○本路線は、唐津市巖木町を起点とし佐賀市富士町を結ぶ重要な主要地方道である。</p> <p>当該箇所は巖木小学校の通学路に指定されており歩行者や自転車の通行が多く、周辺には公民館、幼稚園、介護施設が隣接し、令和11年4月(予定)には巖木町内の公共施設を併せた複合型公共施設の開設を予定されており、更なる歩行者や車両の交通量の増加が見込まれるが、当該箇所は歩道がなく路肩が狭小で歩行者と通行車両が近接による交通環境が危険な状態である。</p> <p>このため、歩道整備を行い、通学児童や新たな公共施設利用者の安全・安心の確保及び通行車両の安全性向上を図るものである。</p>			<p>○事業延長 L= 210 m</p> <p>○道路規格 第 3 種 第 3 級</p> <p>○道路幅員 W= 6.00 (10.75) m</p> <p>○歩道幅員 W= 3.50 m [片側]</p> <p>○路肩幅員 歩道側 W= 0.75 m</p> <p>○ " 路肩側 W= 0.50 m</p> <p>※ 令和11年度 唐津市複合型公共施設の開設 (市民センター・保健センター・コミュニティーセンター)</p>		
評価視点	評価内容				評価
(1)位置付け	<p>○各部の施策に関する方針等 県土整備部の施策に関する方針等に位置付けられている 10/10点</p> <p>【施策名】 くらしに身近な道路の整備</p> <p>○点 検 計 画 通学路 50/50点</p> <p>※ 巖木小・中学校の通学路</p> <p>○緊急輸送道路又は観光ルート 観光地と主要幹線道路を結ぶ道路 20/20点</p> <p>※ 巖木ダム公園、環境芸術の森、天山スキー場</p> <p>○プロジェクト等 地域プロジェクト 10/20点</p> <p>※ 唐津市小規模多機能型複合施設の整備</p>				A (90 点)
(2)必要性・効果	<p>○交 通 量 (自転車歩行者) 82人台/日 [40 ~ 100人台/日未満] 30/60点</p> <p>○交 通 事 故 (近年(3ヶ年)の事故件数) 4件 [4 ~ 6件以下] 10/20点</p> <p>○歩 道 の 状 況 歩道無し、段差勾配要改善 20/20点</p> <p>※ 国道203号～中島交差点(起点)まで歩道あり</p>				B (60 点)
(3)実施環境	<p>○沿線住民の合意 計画に対して課題があるが、概ね協力的である 20/60点</p> <p>※ 唐津市役所及び地元自治会との事業同意及び用地協力の事前調整済み。</p> <p>○集落施設、沿道土地利用 ● 対象事業から半径約1km以内の沿道施設状況による評価</p> <p style="text-align: center;">下記の沿道施設が3以上存在する</p> <p style="text-align: center;">① [小学校] ② [公共施設] ③ [公共施設]</p> <p>【施設名】 巖木小・中学校 巖木市民センター 巖木公民館 40/40点</p>				B (60 点)
評価判定	A B B	条 件 等			
方針	II				
	事業化調査を実施				

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
○ 自然環境保全に配慮し、道路線形は極力現道を利用した法線とする。

※ 動植物の保護、農地の保全、地山・山間地の保全、水辺函渠の保全等に配慮している事項について、工夫、対策、留意事項を記載

○生活環境対策

内 容
○ 大気汚染に配慮している事項(排出ガス対策型機械の使用) リサイクルに配慮している事項(建設副産物の適正処理、再生材の使用)

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工夫、対策、留意事項を記載

○コスト縮減策

内 容
○ 現場発生材やクラッシャーラン等の再生材の有効活用 コンクリート二次製品の有効利用による工期の縮減

※ 再生材・発生材の使用等、具体的な縮減策を記載

○特記事項

内 容
○

※ 特に記述することがあれば記載

公共事業新規評価調書（整備系）

部 名	県土整備部	記入 責任者	道路課 杵藤土木事務所	課 長 所 長	天本 貴子 草津 勝信
事業区分等	整備系 道路事業(生活関連)	事業名	交通安全事業	地区名等	一般国道 207号 (遠江工区)
事業地				着手予定年度	完成予定年度
杵島 郡 白石 町 遠江 地内				令和 8 年度	令和 13 年度
事業目的			事業内容		
<p>○本路線は、佐賀県南部を縦断する主要幹線道路であり、交通量も多い路線である。 当該箇所は、白石中学校が隣接しており、白石中学校及び近隣の北明小学校の通学路に指定されているため、特に自転車通学者が多いが、交差点に信号機待機場所も無く、非常に危険な状況にある。また、白石町では小学校の統廃合を計画されており、令和12年度からは、旧白石町内4小学校の学生も新設される小学校に通学するため、利用者の増加が見込まれている。 このため、歩道整備を行い、歩行者及び自転車利用者の安全性向上を図るものである。</p>			<p>○事業延長 L= 550 m ○道路規格 第 3 種 第 2 級 ○道路幅員 W= 6.50 (15.00) m ○歩道幅員 W= 3.50 m [両 側] ○路肩幅員 W= 0.75 m</p>		
評価視点	評価内容				評価
(1)位置付け	<p>○各部の施策に関する方針等 県土整備部の施策に関する方針等に位置付けられている 10/10点 【施策名】 道路の交通安全対策 ○点検計画 通学路 50/50点 ※ 北明小学校、白石中学校 ○緊急輸送道路又は観光ルート 緊急輸送道路に位置づけられている道路 20/20点 ※ 第一次緊急輸送道路 ○プロジェクト等 該当なし 0/20点</p>				A (80 点)
(2)必要性・効果	<p>○交通量(自転車歩行者) 140台/日 [100人台/日以上] 60/60点 ○交通事故(近年(3ヶ年)の事故件数) 9件 [7 ~ 9件以下] 15/20点 ○歩道の状況 1.0 ~ 2.0m未満 10/20点</p>				A (85 点)
(3)実施環境	<p>○沿線住民の合意 計画に対して協力的である 40/60点 ※ 期成会からの要望あり、地元より要望書の提出あり ○集落施設、沿道土地利用 下記の沿道施設が3以上存在する 40/40点 ① 病院 ② 中学校 ③ バス路線 【施設名】 [藤井整形外科] [白石中学校] [白石中学校前バス停]</p>				A (80 点)
評価	A A A	条件等			
判断	I				
	優先的に事業を実施				

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
○ 自然環境保全に配慮し、道路線形は極力現道を利用した法線とする。

※ 動植物の保護、農地の保全、地山・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載

○生活環境対策

内 容
○ 大気汚染について、配慮している事項(排ガス対策型機械の使用)
○ リサイクルに配慮している事項(建設副産物の適正処理、再生材の使用)

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載

○コスト縮減策

内 容
○ 現場発生材やクラッシャーラン等再生材の有効利用
○ コンクリート二次製品の有効利用による工期の縮減

※再生材・発生剤の使用等、具体的な縮減策を記載

○特記事項

内 容

※ 特に記述することがあれば記載

公共事業新規評価調書(整備系)

本部署名 部名	県土整備部	確認者	河川砂防課	課長	中原 慶太
		作成者	佐賀土木事務所	所長	満石 孝司

事業区分	整備系 (生活関連事業)	事業名	地区名等	総事業費
		河川整備交付金事業 (広域河川改修事業)	一級河川 嘉瀬川	8,500百万円 (事務費込み)

事業地		着工予定年度	完成予定年度
佐賀市 大和町、富士町		令和8年度	令和27年度

事業目的	事業計画内容
<p>○嘉瀬川水系では、天井河川である嘉瀬川の周りに広大な低平地が広がることから、ひとたび堤防の決壊が生じると広域のかつ長期間にわたり浸水が続くため、S28.6、S47.6、H2.7などの洪水により床上や床下浸水等の被害が発生している。近年においても、H24.7、H30.7、R1.8、R5.7と依然として大規模な浸水被害が発生している。</p> <p>○そのため、国の河川事業とあわせて、県管理区間において、築堤・掘削・堰・橋梁の改築等を行い、概ね80年に1回の確率で発生するとされる洪水に対して、佐賀市中心部等における家屋等の浸水軽減を図るとともに、上流の嘉瀬川ダムの一時的な操作(一定量調整)から方針操作への移行を可能とし、直轄区間を含む嘉瀬川全川の治水安全度の向上を図る。</p>	<p>○河川改修</p> <p>堤防整備 L=3,450m 河道掘削 V=12,500m³ 橋梁改築 N=3橋 堰改築 N=1基 等</p>

評価の視点	評価内容	評価
(1) 位置づけ	<p>○ 整備・事業計画等:各部の施策に関する方針等 治水対策の推進 10/10点 [県土整備部の施策に関する方針等に位置付けられている]</p> <p>○ 整備・事業計画等:河川整備計画等 策定予定:[河川整備計画の策定中(学識者懇談会を開催済)] 30/50点</p> <p>○ 被災履歴:浸水被害回数 2回以上:[R5.7、R1.8、H30.7、H24.7、] 20/20点</p> <p>○ 被災履歴:浸水被害の規模(浸水戸数、浸水面積) 523戸:[家屋が25戸以上又は面積が30ha以上] 20/20点</p>	A (80点)
(2) 必要性・効果	<p>○ 事業の効果:費用対効果(B/C) :[2.0以上] 60/60点</p> <p>○ 構造上の課題:堤防の危険度 堤防天端高 - 背後地盤高: 0m(掘込) 0/20点 [(堤防天端高 - 背後地盤高)が0m未満]</p> <p>○ 公共施設等:福祉又は公共施設の数 :[3施設以上有り] 20/20点</p>	A (80点)
(3) 実施環境	<p>○ 地元状況:周辺住民の合意 要望書あり。 40/60点 [事業に対して協力的で、同意が得られている。]</p> <p>○ 地元状況:市町村計画の位置付けや愛護団体等の取組み状況 河川整備に対する要望 40/40点 [筑後川水系・嘉瀬川水系に関する佐賀市の計画(佐賀市排水対策基本計画)があり、かつ、嘉瀬川水系の河川協力団体に指定されている団体(嘉瀬川交流軸)等に積極的な取組みがある。]</p>	A (80点)

評価	A A A	条件等
判断	I	
	○優先的に事業を実施	

定性評価調書

○ 自然環境保全

内 容
<p>築堤やパラペット等による整備内容を基本とし、極力、河道掘削を実施しない計画のため、現況河床の形態を極力保持し、既存の瀬・淵、水際の自然な状態など良好な河川環境を保全する。</p>

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載

○ 生活環境対策

内 容
<p>河川改修を実施することにより、嘉瀬川左岸を並走している緊急輸送道路の国道263号の浸水対策につながるのと同時に、右岸を並走する国道323号(昭和橋より上流は緊急輸送道路)への越水を軽減させ、避難路を確保し、集落を孤立させないようにすることで、地域住民の安全・安心感の向上が期待できる。</p> <p>また、整備手順については、家屋等が連担している区間を優先して整備することにより、早期に整備効果の発現を目指す。</p>

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載

○ コスト縮減策

内 容
<p>整備内容に検討において、岩河床のため河道掘削を行うと時間とコストがかかることから、極力、河道掘削を行わない築堤やパラペットによる整備を採用した。</p> <p>また、築堤盛土に必要な盛土材は、他工事からの発生土を活用するように努める。</p>

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載

○ 特記事項

内 容
<p>国と連携した河川整備計画の策定、河川整備を行うことで、佐賀市中心部等における家屋等の浸水軽減を図るとともに、上流の嘉瀬川ダムの暫定操作(一定量調整)から方針操作への移行を可能とし、嘉瀬川全川の治水安全度の向上を図る。</p>

※ 特に記述することがあれば記載

公共事業新規評価調書(整備系)

本部署名 本部名	県土整備部	確認者	河川砂防課	課長	中原 慶太
		作成者	伊万里土木事務所	所長	栗原 隆浩

事業区分	整備系 (生活関連事業)	事業名	地区名等	総事業費
		河川事業 (河川局部改築)	二級河川 木須川	60百万円 (事務費込み)

事業地		着工予定年度	完成予定年度
伊万里市瀬戸町		令和8年度	令和11年度

事業目的	事業計画内容
当区間は、堤防高の不足により度々浸水被害に見舞われてきた。 このため、堤防嵩上げを行い、治水安全度の向上を図る。	○ 河川改修 堤防嵩上げ L=750m

評価の視点	評価内容	評価
(1) 位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備・事業計画等:各部の施策に関する方針等 治水対策の推進 10/10 点 〔 県土整備部の施策に関する方針等に位置付けられている 〕 ○ 防災対策:出水災害発生等の危険度(流下能力) :[上下流に比べ80%未満] 50/50 点 ○ 防災対策:出水災害発生等の危険度(河道状況) - [] 00/20 点 ○ 被災履歴:浸水被害回数 5回 : R4,R3、R1、H28(2) [2回以上] 20/20 点 	A (80点)
(2) 必要性・効果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の効果:浸水被害軽減家屋数等 浸水家屋数: 0戸 浸水面積: 2ha 40/60 点 〔 家屋が1~5戸未満又は面積が1~5ha未満 〕 ○ 構造上の課題:堤防の危険度 20/20 点 堤防天端高 - 背後地盤高 : 1.5m 〔 (堤防天端高 - 背後地盤高)が1.0m以上 〕 ○ 公共施設等:福祉又は公共施設の数 00/20 点 - : [] 	B (60点)
(3) 実施環境	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地元状況:周辺住民の合意 用地買収同意済 60/60 点 〔 事業に対して協力的で、用地買収などの調整が図られている。 〕 ○ 地元状況:市町村計画の位置付けや愛護団体等の取組み状況 期成会要望書あり。 30/40 点 〔 瀬戸新田地区基盤整備事業推進協議会 〕 	A (90点)

評価	A B A	条件等
判断	I	
	○優先的に事業を実施	

定性評価調書

○ 自然環境保全

内 容
土羽護岸で整備することで、現地植生の早期の復元を促し、現況の環境特性を大きく変化させないように努める。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載

○ 生活環境対策

内 容
河川改修を実施することにより、緊急輸送道路となっている国道204号の浸水対策につながるとともに、周辺農地、ビニールハウスへの浸水被害軽減にも効果がある。 また、過去に浸水被害のあった市道沿いには、牧島小学校や牧島保育園が立地しており、河川整備を実施することで、地域住民への安全・安心感の向上が期待できる。

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載

○ コスト縮減策

内 容
築堤盛土に必要な盛土材は、他工事からの発生土を活用するように努める。

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載

○ 特記事項

内 容

※ 特に記述することがあれば記載

公共事業新規評価調書(整備系)

部 名	県土整備部	記 入 責任者	河川砂防課	課 長	中原 慶太
			唐津土木事務所	所 長	伊賀屋 豊

事 業 区 分	生活関連事業	事 業 名	地区名等	総事業費	400 百万円 (事務費込み)
		通常砂防	おおその 大園		
事 業 地			着工予定年度	完成予定年度	
佐賀県唐津市半田			令和 8 年度	令和 13 年度	
事 業 目 的			事 業 内 容		
大園第一溪流は、保全人家 15 戸、市道大園線他 2 路線を含む土石流危険溪流である。溪流の荒廃が見られ河床には土砂が堆積しており近年の集中豪雨により土砂災害発生の危険性が懸念され、早急な整備が望まれており砂防施設の整備を行い土砂災害から住民の生命や財産を守るものである。			砂防堰堤工 (H=5.5m,L=67.0m) 1 基 溪流保全工 19.0m 管理用道路 170.0m		
評価の視点	評価内容				評価
(1)位置づけ	○整備・事業計画等:各部の施策に関する方針等 命を守る土砂災害防止対策の推進 10/10 点 [県土整備部の施策に関する方針等に位置付けられている] ○土砂災害防止:防災点検 15 戸[土砂流危険溪流であり、保全人家 5 戸以上である] 50/50 点 ○土砂災害防止:避難実績 実績なし[自主避難の実績がない] 0/40 点				B (60 点)
(2)必要性・効果	○事業の効果:費用体効果(B/C) 2.3[費用対効果は 2.0 以上] 60/60 点 ○安全性:近傍の過去の土砂災害発生回数 0 件[近傍の過去の土砂災害発生が無い] 0/10 点 ○安全性:危険度判定(流出土砂の抑制) 0%[流出する土砂を現砂防施設で止める割合 50%未満] 10/10 点 ○安全性:危険度判定(流域の荒廃状況) 5.05%[流域内の土地の荒れ具合の割合 10%以上] 0/10 点 ○公共施設等:福祉・公共施設の有無 市道大園線他 2 路線(公共施設) [被害想定区域内に福祉又は公共施設がある] 10/10 点				A (80 点)
(3)実施環境	○地元状況:周辺住民の合意 地元自治会から要望あり [地元からの要望がある] 60/60 点 ○地元状況:市町村の取組み状況 関係者の調査・調整に取り組んでいる [事業に向け協力的である] 20/40 点				A (80 点)

評価	BAA	条件等
判断	I	
	○優先的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
○自然環境保全に配慮し、地形の改変が最小となるような施設配置計画(鋼製スリットの採用)を行う。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内 容
○大気汚染について、配慮している事項(排出ガス対策型機械の使用) ○リサイクルに配慮している事項(建設副産物の適正処理、再生材の使用)

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内 容
○現場発生材やクラッシャーラン等発生材の有効利用 ○コンクリート二次製品の有効活用による工期の縮減 ○より経済的な堰堤規模で要求効果を発揮できる位置を選定

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内 容

※ 特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書(整備系)

部 名	県土整備部	記 入 責任者	河川砂防課	課 長	中原 慶太
			唐津土木事務所	所 長	伊賀屋 豊

事 業 区 分	生活関連事業	事 業 名	地区名等	総事業費	350 百万円 (事務費込み)
		通常砂防	ふるはたかわ 古畑川		
事 業 地			着工予定年度	完成予定年度	
佐賀県唐津市山本			令和 8 年度	令和 13 年度	
事 業 目 的			事 業 内 容		
古畑川第一溪流は、保全人家 53 戸、福祉施設 1 戸、市道山本東路線他 4 路線を含む土石流危険溪流である。溪流の荒廃が見られ河床には土砂が堆積しており近年の集中豪雨により土砂災害発生の危険性が懸念され、早急な整備が望まれており砂防施設の整備を行い土砂災害から住民の生命や財産を守るものである。			砂防堰堤工 (H=5.0m,L=26.5m) 1 基 溪流保全工 17.6m 管理用道路 62.0m		
評価の視点	評価内容				評価
(1)位置づけ	○整備・事業計画等:各部の施策に関する方針等 命を守る土砂災害防止対策の推進 10/10 点 [県土整備部の施策に関する方針等に位置付けられている] ○土砂災害防止:防災点検 53 戸[土砂流危険溪流であり、保全人家 5 戸以上である] 50/50 点 ○土砂災害防止:避難実績 実績なし[自主避難の実績がない] 0/40 点				B (60 点)
(2)必要性・効果	○事業の効果:費用体効果(B/C) 9.1[費用対効果は 2.0 以上] 60/60 点 ○安全性:近傍の過去の土砂災害発生回数 0 件[近傍の過去の土砂災害発生が無い] 0/10 点 ○安全性:危険度判定(流出土砂の抑制) 0%[流出する土砂を現砂防施設で止める割合 50%未満] 10/10 点 ○安全性:危険度判定(流域の荒廃状況) 2.04%[流域内の土地の荒れ具合の割合 10%以上] 0/10 点 ○公共施設等:福祉・公共施設の有無 老人ホーム陽(福祉施設)、市道山本東道線他 4 路線(公共施設) [被害想定区域内に福祉又は公共施設がある] 10/10 点				A (80 点)
(3)実施環境	○地元状況:周辺住民の合意 地元自治会から要望あり [地元からの要望がある] 60/60 点 ○地元状況:市町村の取組み状況 関係者の調査・調整に取り組んでいる [事業に向け協力的である] 20/40 点				A (80 点)

評 価	BAA	条 件 等
判 断	I	
	○優先的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
○自然環境保全に配慮し、地形の改変が最小となるような施設配置計画(鋼製スリットの採用)を行う。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内 容
○大気汚染について、配慮している事項(排出ガス対策型機械の使用) ○リサイクルに配慮している事項(建設副産物の適正処理、再生材の使用)

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内 容
○現場発生材やクラッシャーラン等発生材の有効利用 ○コンクリート二次製品の有効活用による工期の縮減 ○より経済的な堰堤規模で要求効果を発揮できる位置を選定

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内 容

※ 特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書(整備系)

部 名	県土整備部	記 入 責任者	河川砂防課	課 長	中原 慶太
			伊万里土木事務所	所 長	栗原 隆浩

事 業 区 分	生活関連事業	事 業 名	地区名等	総事業費	181 百万円 (事務費込み)
		通常砂防	なんざんがわだいに 南山川第二		
事 業 地			着工予定年度	完成予定年度	
佐賀県西松浦郡有田町立部			令和 8 年度	令和 13 年度	
事 業 目 的			事 業 内 容		
当地区は保全対象として人家 24 戸、県道伊万里有田線等を含む土石流危険渓流である。渓流の荒廃が見られ河床には土砂が堆積しており近年の集中豪雨により土砂災害発生の危険性が懸念され、早急な整備が望まれており砂防施設の整備を行い土砂災害から住民の生命や財産を守るものである。			砂防堰堤工 (H=7.0m,L=28.5m) 1 基、 管理用道路 50.0m		
評価の視点	評価内容				評価
(1)位置づけ	<input type="checkbox"/> 整備・事業計画等:各部の施策に関する方針等 土砂災害防止対策の推進 10/10 点 〔県土整備部の施策に関する方針等に位置付けられている〕 <input type="checkbox"/> 土砂災害防止:防災点検 50/50 点 〔土石流危険渓流であり、保全人家 5 戸以上〕 <input type="checkbox"/> 土砂災害防止:避難実績 0/40 点 実績なし〔自主避難の実績なし〕				B (60 点)
(2)必要性・効果	<input type="checkbox"/> 事業の効果:費用体効果(B/C) 60/60 点 10.4〔2.0 以上〕 <input type="checkbox"/> 安全性:近傍の過去の土砂災害発生回数 0/10 点 0 件〔近傍の過去の土砂災害がない〕 <input type="checkbox"/> 安全性:危険度判定 10/10 点 〔流出する土砂を現砂防施設で止める割合(50%未満)〕 10/10 点 13.65%〔流域内の土地の荒れ具合の割合〕 <input type="checkbox"/> 公共施設等:福祉・公共施設の有無 10/10 点 県道伊万里有田線(公共施設) 〔被害想定区域内に福祉又は公共施設がある〕				A (90 点)
(3)実施環境	<input type="checkbox"/> 地元状況:周辺住民の合意 60/60 点 〔地元からの要望がある〕 <input type="checkbox"/> 地元状況:市町村の取組み状況 20/40 点 関係者の調査・調整に取り組んでいる 〔事業に向け協力的である〕				A (80 点)

評 価	BAA	条 件 等
判 断	I	
	<input type="checkbox"/> 優先的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
○自然環境保全に配慮し、地形の改変が最小となるような施設配置計画(鋼製スリットの採用)を行う。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内 容
○大気汚染について、配慮している事項(排出ガス対策型機械の使用) ○リサイクルに配慮している事項(建設副産物の適正処理、再生材の使用)

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内 容
○現場発生材やクラッシャーラン等発生材の有効利用 ○コンクリート二次製品の有効活用による工期の縮減 ○より経済的な堰堤規模で要求効果を発揮できる位置を選定

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内 容

※ 特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書(整備系)

部 名	県土整備部	記 入 責任者	河川砂防課	課 長	中原 慶太
			杵藤土木事務所	所 長	草津 勝信

事 業 区 分	生活関連事業	事 業 名	地区名等	総事業費	343 百万円 (事務費込み)
		通常砂防	きたわたきかわ 北上滝川		
事 業 地			着工予定年度	完成予定年度	
佐賀県武雄市朝日町			令和 8 年度	令和 13 年度	
事 業 目 的			事 業 内 容		
北上滝川第一溪流は、保全人家 30 戸、県道北方朝日線を含む土石流危険溪流である。溪流の荒廃が見られ河床には土砂が堆積しており近年の集中豪雨により土砂災害発生の危険性が懸念され、早急な整備が望まれており砂防施設の整備を行い土砂災害から住民の生命や財産を守るものである。			砂防堰堤工 (H=9.0m,L=38.5m) 1 基 管理用道路 119.0m		
評価の視点	評価内容				評価
(1)位置づけ	○整備・事業計画等:各部の施策に関する方針等 命を守る土砂災害防止対策の推進 10/10 点 [県土整備部の施策に関する方針等に位置付けられている] ○土砂災害防止:防災点検 30 戸[土砂流危険溪流であり、保全人家 5 戸以上である] 50/50 点 ○土砂災害防止:避難実績 実績なし[自主避難の実績がない] 0/40 点				B (60 点)
(2)必要性・効果	○事業の効果:費用体効果(B/C) 5.0[費用対効果は 2.0 以上] 60/60 点 ○安全性:近傍の過去の土砂災害発生回数 0 件[近傍の過去の土砂災害発生が無い] 0/10 点 ○安全性:危険度判定(流出土砂の抑制) 0%[流出する土砂を現砂防施設で止める割合 50%未満] 10/10 点 ○安全性:危険度判定(流域の荒廃状況) 2.55%[流域内の土地の荒れ具合の割合 10%未満] 0/10 点 ○公共施設等:福祉・公共施設の有無 県道北方朝日線(公共施設) [被害想定区域内に福祉又は公共施設がある] 10/10 点				A (80 点)
(3)実施環境	○地元状況:周辺住民の合意 地元自治会から要望あり [地元からの要望がある] 60/60 点 ○地元状況:市町村の取組み状況 関係者の調査・調整に取り組んでいる [事業に向け協力的である] 20/40 点				A (80 点)

評 価	BAA	条 件 等
判 断	I	
	○優先的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
自然環境保全に配慮し、地形の改変が最小となるような施設配置計画(鋼製スリットの採用)を行う。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内 容
排出ガス対策型機械を使用し、大気汚染に配慮する。 地元住民の意見及び周辺の環境に配慮した施設整備を行う。

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内 容
現場発生材やクラッシュラン等発生材を有効利用する。 コンクリート二次製品を有効活用し、工期の縮減を図る。 ○より経済的な堰堤規模で要求効果を発揮できる位置を選定

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内 容

※ 特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書(整備系)

部 名	県土整備部	記 入 責任者	河川砂防課	課 長	中原 慶太
			杵藤土木事務所	所 長	草津 勝信

事 業 区 分	生活関連事業	事 業 名	地区名等	総事業費	310 百万円 (事務費込み)
		通常砂防	ながいしかわだいさん 永石川第三		
事 業 地			着工予定年度	完成予定年度	
佐賀県嬉野市塩田町谷所			令和8年度	令和13年度	
事 業 目 的			事 業 内 容		
永石川第三溪流は、保全人家9戸、県道鹿島嬉野線を含む土石流危険溪流である。溪流の荒廃が見られ河床には土砂が堆積しており近年の集中豪雨により土砂災害発生危険性が懸念され、早急な整備が望まれており砂防施設の整備を行い土砂災害から住民の生命や財産を守るものである。			砂防堰堤工 (H=6.0m,L=38.0m) 1基 溪流保全工 20.0m 管理用道路 400.0m		
評価の視点	評価内容				評価
(1)位置づけ	○整備・事業計画等:各部の施策に関する方針等 命を守る土砂災害防止対策の推進 10/10点 [県土整備部の施策に関する方針等に位置付けられている] ○土砂災害防止:防災点検 9戸[土砂流危険溪流であり、保全人家5戸以上である] 50/50点 ○土砂災害防止:避難実績 実績なし[自主避難の実績がない] 0/40点				B (60点)
(2)必要性・効果	○事業の効果:費用対効果(B/C) 2.3[費用対効果は2.0以上] 60/60点 ○安全性:近傍の過去の土砂災害発生回数 0件[近傍の過去の土砂災害発生が無い] 0/10点 ○安全性:危険度判定(流出土砂の抑制) 0%[流出する土砂を現砂防施設で止める割合50%未満] 10/10点 ○安全性:危険度判定(流域の荒廃状況) 5.50%[流域内の土地の荒れ具合の割合10%未満] 0/10点 ○公共施設等:福祉・公共施設の有無 公民館、県道鹿島嬉野線(公共施設) [被害想定区域内に福祉又は公共施設がある] 10/10点				A (80点)
(3)実施環境	○地元状況:周辺住民の合意 地元自治会から要望あり [地元からの要望がある] 60/60点 ○地元状況:市町村の取組み状況 関係者の調査・調整に取り組んでいる [事業に向け協力的である] 20/40点				A (80点)

評 価	BAA	条 件 等
判 断	I	
	○優先的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
○自然環境保全に配慮し、地形の改変が最小となるような施設配置計画(鋼製スリットの採用)を行う。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内 容
○大気汚染について、配慮している事項(排出ガス対策型機械の使用) ○リサイクルに配慮している事項(建設副産物の適正処理、再生材の使用)

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内 容
○現場発生材やクラッシャーラン等発生材の有効利用 ○コンクリート二次製品の有効活用による工期の縮減 ○より経済的な堰堤規模で要求効果を発揮できる位置を選定

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内 容

※ 特に記述することがあれば記載。